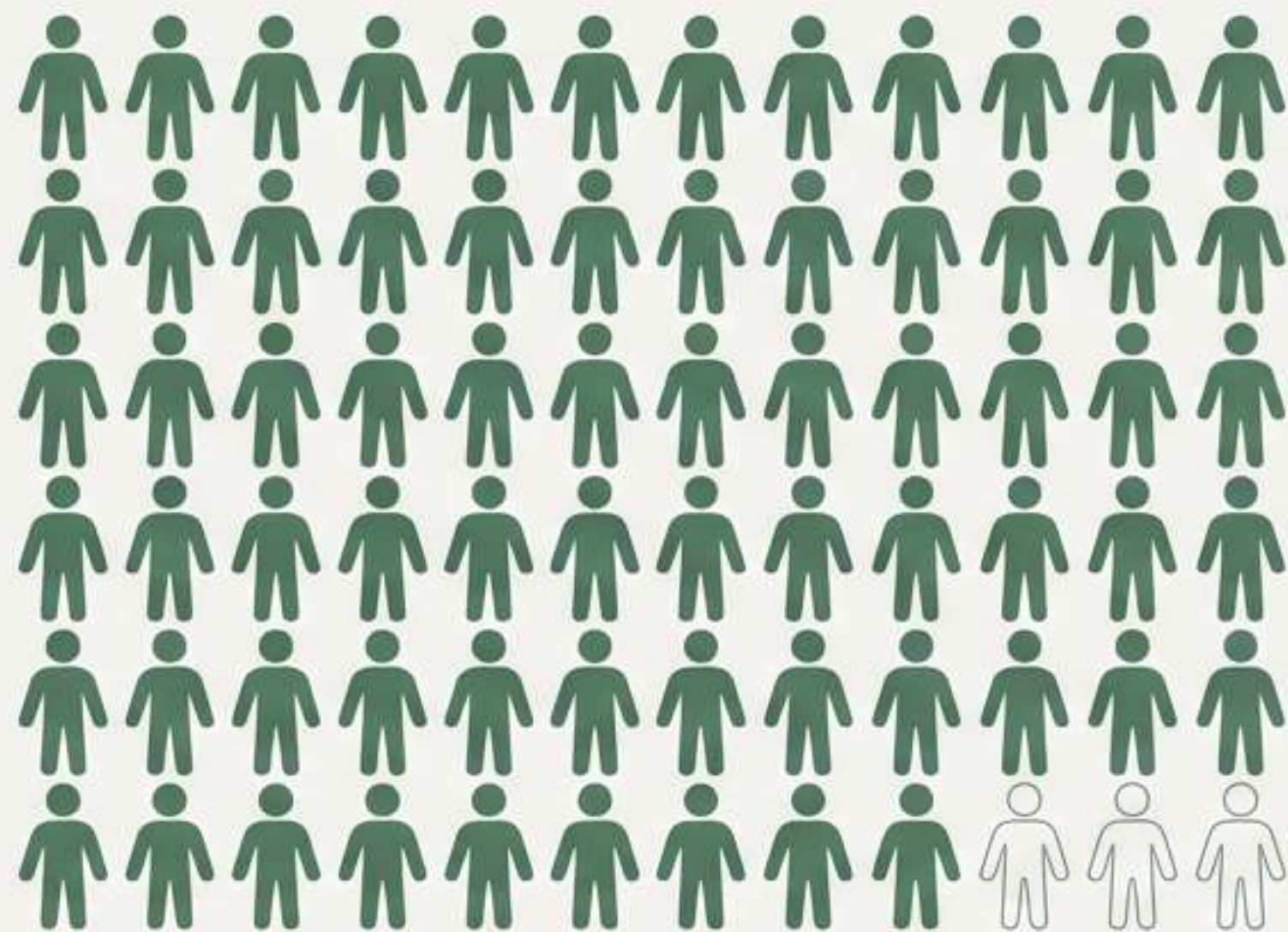


全国1,571保険者データで読み解く 介護保険事務の最前線

令和6年度介護保険事務調査 全国集計結果より



制度を支える保険料：98%が口座振替を活用する 一方、約4割が滞納に差押えで対応



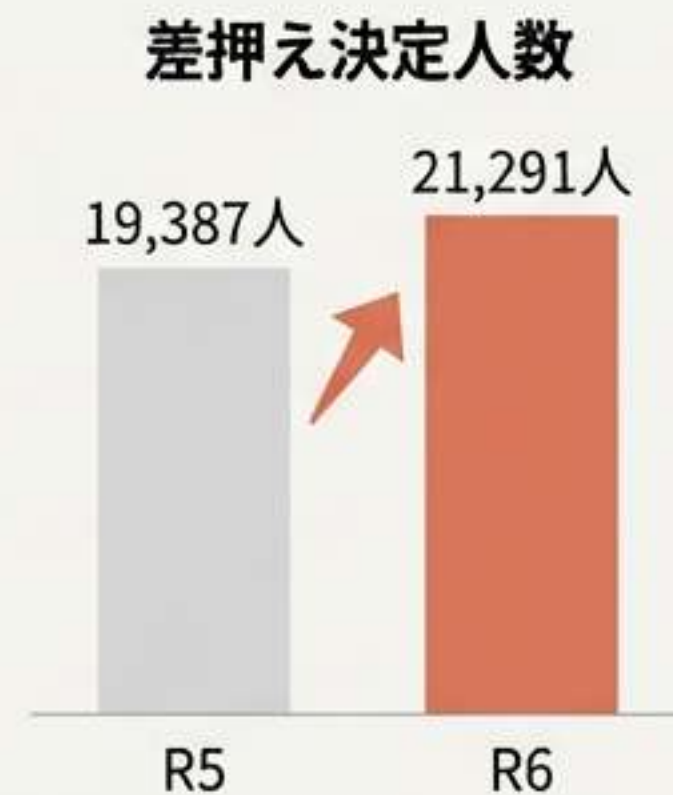
第1号被保険者の保険料徴収では、98.3%の保険者が口座振替を導入。安定した制度運営の基盤となっています。

口座振替の実施: 1,544保険者 (98.3%)
(R5: 98.2%)

42.9%

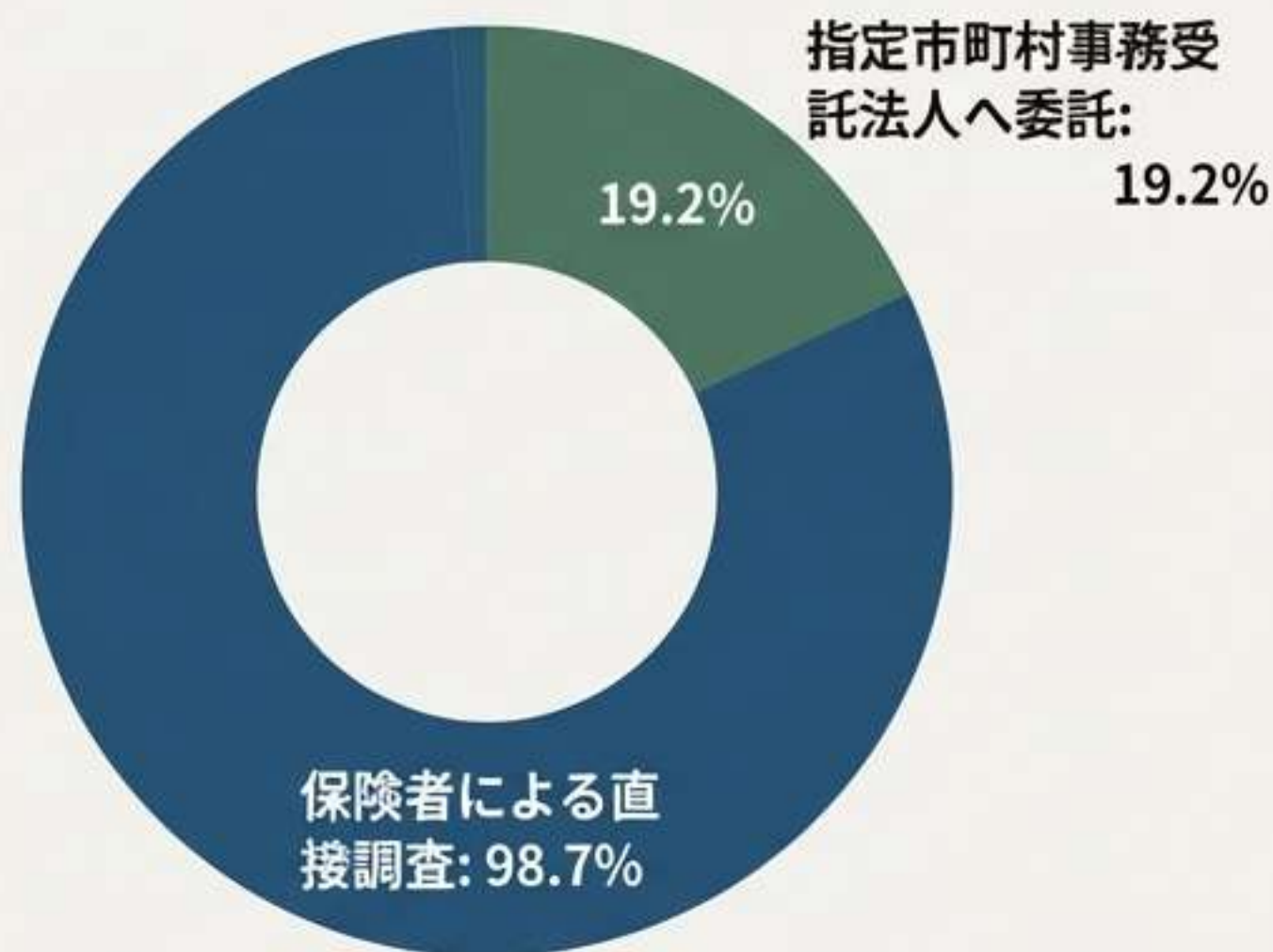
滞納保険料に対しては、674の保険者（42.9%）が差押えを実施。対象人数は前年度から増加しています。

滞納処分（差押え）の実施
実施保険者数: 674 (42.9%)



要介護認定調査のリアル：「更新認定」は外部委託が7割に迫る

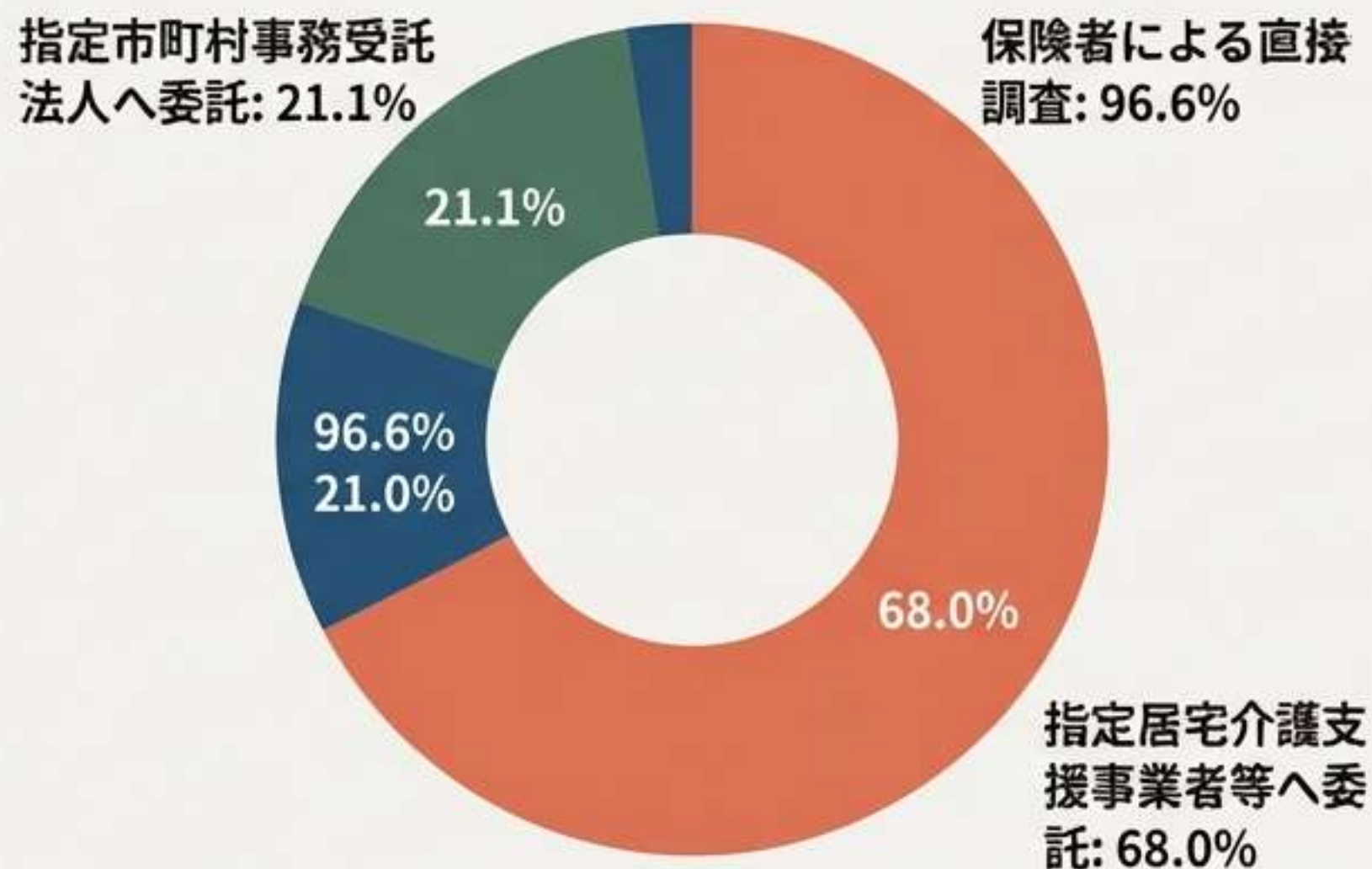
① 新規認定の調査方法



新規認定は、ほとんどの保険者が直接調査を実施。

(R5：直接調査 98.4%，法人委託 18.0%)

② 更新・区分変更認定の調査方法



更新認定では、居宅介護支援事業者等への委託が約7割を占め、調査体制の重要な一部となっています。

(R5：事業者等へ委託 67.9%)

利用者・事業者の負担を軽減。「受領委任払い」の導入が7割を超える

72.4%



福祉用具購入や住宅改修などで、利用者が費用を立て替えずに済む
「受領委任払い」方式の導入が着実に進んでいます。



住宅改修
1,108 保険者



福祉用具購入
997 保険者

地域で暮らしを支える「地域支援事業」、 半数以上が福祉用具・住宅改修を支援



福祉用具・住宅改修支援事業
(R5：53.2%)

56.4%



理由書作成の委託・助成
(R5：712)

748 保険者



助言、相談、情報提供等
(R5：484)

547 保険者



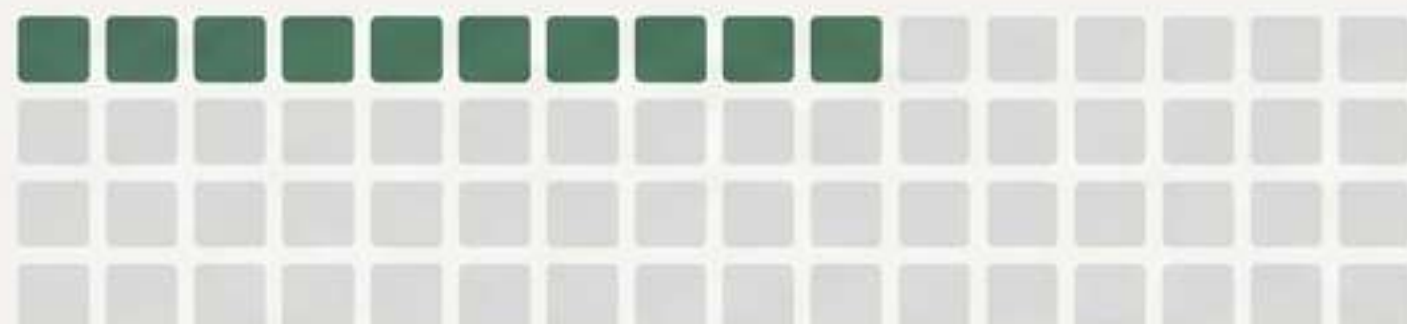
栄養改善が必要な高齢者への
配食・見守り
(R5：18.3%)

20.4%

介護保険の枠外でも、相談支援や配食サービスといった、
地域のニーズに合わせた多様な事業が展開されています。

市町村独自のルール設定はごく少数。ほとんどが国の基準で運用

市町村特別給付



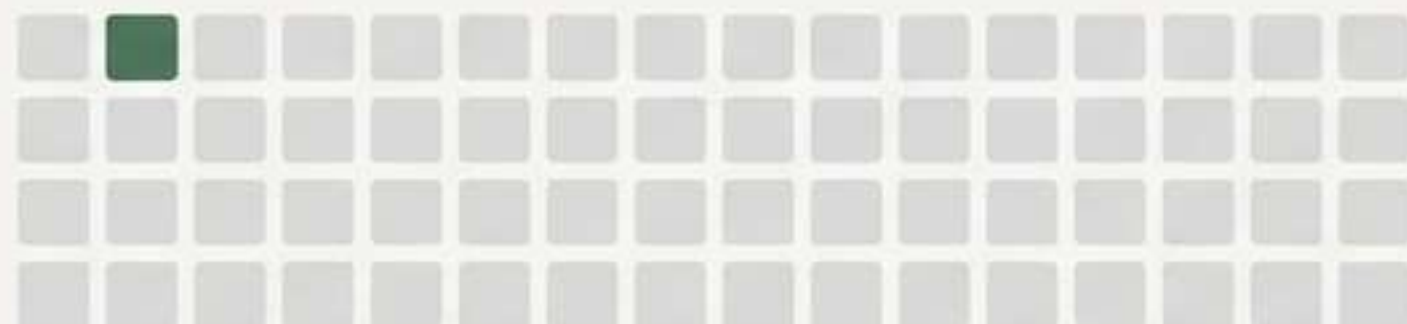
実施：147 保険者（9.4%）
（R5: 8.7%）

地域密着型サービスの独自報酬設定



実施：26 保険者（1.7%）
（R5: 1.7%）

支給限度基準額の上乗せ



実施：20 保険者（1.3%）
（R5: 1.2%）

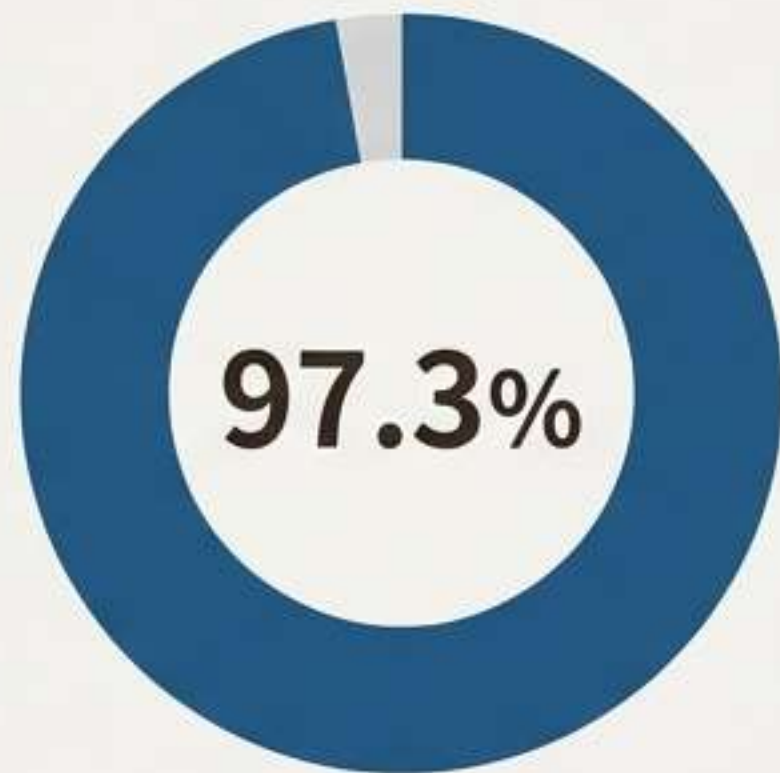
種類支給限度基準額

0

実施：0 保険者
（R5: 0）

地域の裁量で設定できる独自給付や報酬上乗せ等の活用は限定的。公平性を重視した標準的な制度運用が主流です。

利用者の暮らしを守るセーフティネット：97%が社福軽減を活用、境界層措置も年間7千人超



Widespread Support

利用者負担を軽減する「**社会福祉法人による軽減措置**」は、ほぼ全ての保険者で実施されています。

1,528 保険者 (97.3%)
(R5 : 97.1%)

Targeted Protection

生活保護に至らないように支援する「**境界層措置**」は、年間7,492人が対象となっています。



居住費（滞在費）の
負担限度額の減額
6,414人



食費の
負担限度額の減額
3,889人



高額介護サービス費の
上限額引き下げ
1,255人

3つのポイントで見る 介護保険事務の現在地



安定運用と効率化の進展

保険料徴収や給付手続きは高い実施率で安定。特に「受領委任払い」の普及は、利用者・事業者双方の負担を軽減し、事務の効率化に貢献しています。



現場を支える外部リソース

認定調査、特に更新認定では事業者への外部委託が7割近くに達し、不可欠なインフラとなっています。これは市町村の業務量を支える一方で、調査の質の担が継続的な課題です。



標準化と柔軟性のバランス

多くの保険者は国の基準に沿って制度を運用しており、市町村独自の給付や報酬設定といった柔軟な施策は限定的です。全国的な公平性と、地域特性への対応のバランスがうかがえます。